

神奈川県市長会からの「令和2年度 県の施策・
制度・予算に関する要望」に係る対応状況

令和2年3月

神奈川県

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化.....	1
2	都市税財源の充実強化.....	2
3	社会福祉施策の充実.....	6
4	地域保健医療対策の充実.....	7
5	保育施策の充実.....	11
6	教育行政の充実.....	12
7	都市環境行政の推進.....	16
8	都市基盤の整備.....	17

要望事項

【安全・安心】.....	20
【地方行財政】.....	21
【都市振興】.....	22
【子育て・健康・福祉】.....	23
【教育・文化】.....	35
【環境・エネルギー】.....	39
【基地対策】.....	41
【まちづくり・産業】.....	42

重点要望事項

1 地震防災対策の充実強化

<要望事項>

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが必要と考えています。

そこで、県が指定している緊急輸送道路約2,000kmのうち、災害時の緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路約1,500kmの沿道建築物を優先し、順次、市町村と連携して補助することにより、耐震化を促進しています。

第2次緊急輸送道路や市町村が指定する補完道路の沿道建築物の耐震化支援については、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の進捗状況を見ながら必要に応じて検討していきます。

<要望事項>

- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、令和2年度以降も補助を継続するとともに、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費及び昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。また、消防の広域化を推進するうえで、消防指令システムの改修など多額な初期投資費用が必要となるため、補助金総額についても増額すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、市町村地域防災力強化事業費補助金により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

同補助金の交付に当たっては、年度途中で局所的な災害等が発生する等、市町村単独での対応が困難な場合に迅速に対応できるようその一部を留保し、具体的な事象がなければ留保額を追加交付する運用を行っており、当初に所要額全額を交付することは困難です。

また、維持管理等の経常経費は補助対象としておらず、住宅の揺れ対策などの事業に係る経費についても、現時点で見直しは考えていません。

なお、令和2年度当初予算は、前年度から2億円を増額した予算を措置しました。

<要望事項>

2 津波対策の強化

- (1) 津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。

<対応状況>【くらし安全防災局・県土整備局】

津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」や沿岸市町との意見交換会を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携しながら取組を進めています。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、計画策定に関する協議会に参加するとともに、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行っています。

<要望事項>

- (2) 新たな津波浸水想定を踏まえた津波避難施設の指定のため、できるだけ速やかな基準水位の公表をすること。また、構造要件に係る新基準の検証に対しては財政的・技術的支援を行うこと。

<対応状況>【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、沿岸市町と調整を図りながら、現在、津波災害警戒区域の指定に向けて取り組んでおり、基準水位の公表については、この指定に合わせて行います。

令和元年度は、調整が整いました小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）で基準水位の公表を行いました。

その他の沿岸市町につきましても、区域指定を進める意向が確認できましたら、順次進めていきます。

また、「津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的及び技術的支援を拡充すること」については、「令和2年度国の施策、制度、予算に関する提案」として国に対し、提案活動を行っており、引き続き国に対して要望していきます。

2 都市税財源の充実強化

<要望事項>

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方など、都市税財源の拡充や国庫補助負担金の実態に即した改善による都市自治体の超過負担の解消などが求められています。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

- (1) 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率10%段階において更に拡大する見込みであり、地方分権改革の流れに逆行するものであり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反していることから、速やかに撤廃し、法人住民税へ還元するよう国に働きかけること。

<対応状況>【政策局】

法人住民税は、法人が所在市町村の行政サービスの提供を受けていることに対して課される税であり、また、企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面も持つ、地方団体の重要な自主財源です。

地方の税源の偏在是正に当たって、地方税を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては不適切です。

地方の税源の偏在是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で国の責任で行うよう、あらゆる機会をとらえて国に要望していきます。

.....
<要望事項>

(2) 消費税率の引き上げに伴い施行される法人住民税の税率引き下げによる減収分が、普通交付税不交付団体にも確実に措置される制度設計を行うよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

不交付団体は、法人住民税の税率引き下げによる減収に伴い措置される普通交付税が交付されず、減収の影響が大きいと、国に対しては、こうした不交付団体の厳しい状況について、機会をとらえて伝えていきます。

.....
<要望事項>

(3) 法人事業税の一部を交付金として都道府県から市町村へ交付し、法人住民税を補てんすることとなっているが、法人住民税の税率引き下げにより市町村税収の減収が見込まれることから、都道府県に譲与される特別法人事業譲与税の一部を用いて減収される見込みの市町村の支援をすること。

<<対応状況>>【政策局】

平成31年度税制改正において、消費税率引き上げに伴い、拡大する税収の格差を是正するため、法人住民税の一部を地方法人税（国税）化することと併せて、都道府県税である法人事業税の一部を地方譲与税（国税）として再配分する見直しが行われました。

地方の税源の偏在是正に当たって、地方税を単純に国税化し財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方としては不適切ですが、都道府県に譲与される特別法人事業譲与税の一部を用いて、市町村税収の減収分を補填することについては、財政秩序の観点から、対応は困難です。

なお、国に対しては、こうした不交付団体の厳しい状況について、機会をとらえて伝えていきます。

.....
<要望事項>

(4) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【政策局】

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に還元することが必要であると認識しています。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会などを通じて、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(5) ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを受けていることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国會議員に対する働きかけや全国知事会等を通じた要望を行っています。

令和2年度税制改正において、国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合などを除き、現行の制度が維持されることとなりました。

.....
<要望事項>

(6) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、県内全団体が制度対象となるよう要望してきたところです。

令和2年度税制改正において、適用期限の延長、税額控除割合の引き上げ及び手続きの簡素化等が行われることとなりましたが、今後も引き続き、県内全団体が同制度の対象となるよう、機会をとらえて国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(7) ふるさと納税制度において、ワンストップ特例制度については、国が負担すべき所得税控除分まで地方公共団体の個人住民税控除により負担する制度となっており、国と地方の税負担の公平性を阻害していることから、本来の国負担に是正するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、地方団体の要望も踏まえ、利用者の手続きを簡素化し、ふるさと納税の積極的な活用を促すために導入されました。

確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税先が5団体以内の場合に利用でき、対象者が制限されているところですが、ふるさと納税の利用者数の増加に伴い、本制度による減収額が増大していることについては看過できない課題であると認識しています。

ふるさと納税による地方財政への負の影響については、機会をとらえて国に伝えていきます。

.....
<要望事項>

(8) 超高齢化・人口減少などの急激な社会環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存の財政制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、都市自治体の基幹税の確保や財政調整制度の充実強化を図るとともに、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保の取組が進むよう、国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方の税財源を確保・充実するよう、県は国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけていきます。

また、全国市長会で検討されている「協働地域社会税（仮称）」は、条例で税率等を定めることとなっている住民税や固定資産税などの超過課税を利用する仕組みとなっていますが、今後もその性格や影響等を勘案しながら必要に応じて要望していきます。

＜要望事項＞

2 国庫補助負担金等の充実

- (1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけていきます。

また、地方超過負担は、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、国に強く要望しています。

＜要望事項＞

- (2) 社会資本整備総合交付金について、国の施策であるコンパクトシティ推進等に寄与する市街地再開発事業に関して、円滑な事業執行を図るため、引き続き、十分な予算を確保するよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

市街地再開発事業は、鉄道駅周辺等において都市機能の更新を進めることにより、コンパクトなまちづくりに資するものと認識しています。

県としては、引き続き市町と連携し、円滑な事業執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、国に要望していきます。

＜要望事項＞

- (3) 自治体の財政負担解消のため、消防防災施設整備費補助金の配分方針について、実態に即した見直しをするよう国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

今後とも、市町村の実態に即した配分方針となるよう、国への働きかけを検討していきます。

＜要望事項＞

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から平成24年度まで実施され、平成25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、平成25年度限りで制度が廃止されました。

これまでの間、高利率の地方債の償還は一定程度進んできていますが、県内市町村は厳しい財政状況にあることから、公債費負担の軽減について、引き続き国に対して働きかけていきます。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとし、平成27年度から実施しています。

＜要望事項＞

4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられ、さらに臨時財政対策

債の借入れができなくなるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮している。不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めていきます。

3 社会福祉施策の充実

＜要望事項＞

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成は減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等の削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

.....

＜要望事項＞

2 重度障害者医療費助成制度の充実

(1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県の補助対象は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者等級3級でかつIQ50以下、精神障害者等級1級の重度障がい者（精神障害は通院に係るもの）が対象となっていますが、療育手帳B1の方や、精神障害1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

.....

＜要望事項＞

(2) 重度の身体・知的障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、

市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、制度の様々な課題について市町村との検討の場を活用し協議していきます。

<要望事項>

- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

4 地域保健医療対策の充実

<要望事項>

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働けるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。令和元年7月には関係条例を改正し、これまで修学資金の対象として救急科を選択できなかった横浜市立大学においても、救急科を選択できるようになりました。なお、令和元年度までの措置となっていた地域枠の定員増については、県から国へ要望し、令和3年度まで制度が延長されました。

また、産科医の確保育成に向け、県産科医会等と連携して学生や研修医に早い段階から産科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施しており、今後も引き続き積極的に取り組んでいます。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を

活用し、看護職員の確保に向けて取り組むとともに、必要に応じて国へ働きかけていきます。

.....
＜要望事項＞

(2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。

《対応状況》【健康医療局】

分娩環境の確保に当たっては、県内の医療機関や産科医師の団体などと連携して、限られた医療資源を有効に活用するため、ハイリスクの分娩と通常の分娩を扱う施設の役割分担を明確化し、産科医師を拠点施設に集約化しつつ、妊婦検診などを行う地域の診療所や病院との連携を進めています。

特に、緊急時については、既に県独自の「神奈川県周産期救急医療システム」を構築しており、県内を6つのブロックに分け、基幹病院、中核病院、協力病院を指定し、妊産婦の救急搬送などに対応しています。

地域格差については、医療機関や専門家で構成する「周産期医療協議会」において、地域の状況を共有しながら検討を進めているところです。

また、周産期医療体制を維持するため、産科医師等分娩手当補助事業については、令和2年度当初予算において、引き続き所要額を措置しました。

.....
＜要望事項＞

(3) 軽症から急性期までの様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、総合的な救急医療体制の整備・充実を地域医療介護総合確保基金を活用するなどして積極的に対応するとともに、実効性のある施策と十分な財政措置を講じるよう国に働きかけかけること。

また、同一の二次保健医療圏内における救急体制に格差が生じないよう対策を講じるとともに、救急医療体制における広域体制の充実を図るよう対策を講じること。

《対応状況》【健康医療局】

救急医療体制の整備・充実については「地域医療介護総合確保基金」を活用して推進していますが、施策を実施するに当たり十分な配分が受けられるよう国に対して要望していきます。

また、二次保健医療圏内の救急体制について相談があった場合は、その解消に向けて、積極的に関係市町村と調整していきます。

.....
＜要望事項＞

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

(1) 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師等の医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでいます。なお、令和元年度までの措置となっていた地域枠の定員増については、県から国へ要望し、令和3年度まで制度が延長されました。

また、医療従事者の勤務環境の改善に向けては、医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関へのアドバイザーの派遣や研修会等の支援を行っています。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、

院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組むとともに、必要に応じて国へ働きかけていきます。

.....

<要望事項>

(2) 医師が不足する地域の病院等に対し、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対応を図ること。

<<対応状況>>【健康医療局】

地域の医師不足を解消するためには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることや、県内の専門医師研修制度のシーリングの廃止などを国に要望しているところです。

また、令和元年度までの措置となっていた地域枠の定員増については、県から国へ要望し、令和3年度まで制度が延長されました。

さらに、地域枠の学生に対しては、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として、地域医療介護総合確保基金を活用した修学資金の貸付などを行っています。

.....

<要望事項>

(3) 県は、深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じるとともに、県立足柄上病院を含む県立病院における医師の確保等の医療体制の充実を図ること。

<<対応状況>>【健康医療局】

医師養成に当たっては、中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおり、現在、49名の医師が県内医療機関等で勤務しています。なお、令和元年度までの措置となっていた地域枠の定員増については、県から国へ要望し、令和3年度まで制度が延長されました。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

県立病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、多様な採用方法などにより、質の高い医療人材の確保に努めるよう指示しています。

.....

<要望事項>

(4) 産科医が不足している地域の危機的状況を改善するため、質の高い効率的な保健医療体制整備の施策として、県内医科大学の地域枠拡充や医師等修学資金の拡充を図るなど、診療科や地域における医師の偏在解消に取り組むこと。

<<対応状況>>【健康医療局】

医師養成に当たっては、県では中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。特に産科医に関しては、現在、産科を希望する11名の医師が県内医療機関等で勤務しています。

また、令和元年度までの措置となっていた地域枠の定員増については、県から国へ要望し、令和3年度まで制度が延長されました。

<要望事項>

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、国に対して、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

<要望事項>

4 小児医療費助成制度の充実

(1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

なお、通院に係る小児医療費助成制度については、県と市町村との協議により、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校就学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢の引き上げは考えていません。

県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

<要望事項>

(2) 対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいため、慎重に検討していきます。

なお、通院に係る小児医療費助成制度については、県と市町村との協議により、病気にかかりやすく病状が急変しやすいため、医療費の負担が非常に重い小学校就学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢の引き上げは考えていません。

県としては、同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

<要望事項>

- (3) 所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すとともに、小・中学生の入院に係る現物給付分を補助対象とすること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っていますが、所得制限の撤廃や入院の医療費に係る今後の方向性については、対象者が多く、県民への影響も大きいと、慎重に検討していきます。

5 保育施策の充実

<要望事項>

少子・高齢社会が進展し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっております。

こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育無償化を実施することとしておりますが、子育て環境の一定の改善が見込まれる一方で、保育需要の増大も見込まれるところです。

他方、各自治体におきましては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねていますが、厳しい財政状況の中、保育士確保等の課題に直面しております。

については、子育て環境の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 保育士の確保及び養成

- (1) 今後も見込まれる保育士不足の解消のため、保育士の人材確保策、処遇改善に向けた取組等、保育士数の増加策を早急に講じるよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

今後ますます増加する保育需要に応えるためには、保育士の離職防止や就業促進をより一層図る必要があり、県では、これまで、国に対し、他の職種の給与水準を踏まえた処遇改善について要望してきました。

また、保育士不足が顕在化し、保育士確保の取組が急務であることから、様々な手段を尽くして待機児童対策及び保育士確保の取組に対する支援について要望してきました。

これらのことについて全国の自治体等から国に要望した結果、令和元年度までの7年間で約13%の保育士の賃金引き上げなどが実現しました。

今後も、県として、保育士の処遇改善及び人材確保が図られるよう、要望していきます。

<要望事項>

- (2) 県においては、自治体間の格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の保育士の処遇改善のため、責任を持った取組を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県域内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

保育士の確保は喫緊の課題であり、県では、これまで、年3回目の試験となる県独自地域限定保育士試験の実施などに取り組み、平成30年度と比べて合格者数は約2.4倍となりました。

また、令和元年度は、全市町村が参加する保育対策協議会において、保育士確保策について協議した結果、令和元2年度当初予算に保育士養成施設の学生への取組として、保育関係者が一堂に会して、より良い実習の在り方を検討するための事業費と、保育所等にコンサルタントを派遣し、働き方改革を進める事業費を計上しました。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について市町村と協議しながら、取組を進めていきます。

<要望事項>

2 幼児教育無償化に対する財政支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化に向け、新たに補助対象を拡大する部分や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、初年度に限らず国が責任を持ってすべての財源を確保するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育無償化に係る費用については、県・市町村に新たな財政負担を生じさせることなく、国において必要な財源措置を取るよう要望しています。

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設など新たに財源負担することになる経費については、初年度に限り国費で負担し、2年目以降は消費税引き上げに伴う増税財源により対応することで、平成30年12月の国と地方の協議の場で合意に至っています。

また、事務費については、初年度と2年目に限り全額国費で負担するとしており、認可外保育施設の事務については、経過措置期間5年間は全額国費で負担されます。無償化の実施により、従来市町村が行っていた3歳から5歳児の保育料の決定や徴収事務がなくなることから、新たに発生する事務と軽減される事務を総合的に御判断いただきたいと思います。

なお、国は、消費税引き上げによる増収分を超える場合は、交付税措置を行うとしていますが、不交付団体については、初年度と同様に国費で対応するよう令和元年7月に国に要望を行っています。

<要望事項>

- (2) 保育の無償化が実施されることに伴い、新たな保育需要が喚起されることから、保育所整備への補助金等の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施するよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

無償化の実施により増大が懸念される保育需要への対応として、保育所等の整備への補助、幼稚園の2歳児預かりの円滑な実施、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善Ⅱ等加算の対象者の拡充など、様々な手段を尽くした受け皿確保に対する支援を、令和元年7月に国に要望しています。

6 教育行政の充実

<要望事項>

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、小学校での外国語教科化や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化や少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。

《対応状況》【教育局】

少人数学級については、法改正により早期に35人以下学級を拡充するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しています。さらに、令和元年11月には、教員配置数を拡大するため、いわゆる義務標準法の規定を見直すよう、教育長が国へ出向いて要望を行いました。

本県としては、学校における働き方改革を実現すべく、教職員定数の改善を国に要望しています。

また、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、いわゆる義務標準法の改正を国に要望しています。

なお、県による「35人以下学級」の小学3年生以上への拡大を実現するためには、義務標準法に定めのない県単独事業としての財源措置が必要となりますので、現在の非常に厳しい財政状況の下では困難です。

＜要望事項＞

- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。

《対応状況》【教育局】

県では、学校における働き方改革を推進し、教員が子どもに向き合う時間を確保するため、教職員定数の改善を国に要望しており、令和元年11月には、教育長が国に出向いて要望を行いました。

また、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、いわゆる義務標準法の改正を国に要望しています。

なお、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員することについては、本県の厳しい財政状況の下で、県単独の事業として加配定数を措置することは困難ですが、今後とも国の動向を注視しつつ、必要な予算の確保に努めていきます。

＜要望事項＞

- (3) 学級数、児童・生徒数が多く、特に課題を抱えている学校においては、教頭の業務負担が大きく、深刻な課題となっている。多様化する課題に適切に対応するため、教頭の複数配置など、人員体制の拡充を図ること。

《対応状況》【教育局】

教頭の業務負担の軽減に当たっては、基本的には、総括教諭の役割を踏まえた運用や既存の加配定数の活用による対応をお願いするものですが、各学校の規模や抱える課題に応じて、教頭の複数配置について、弾力的な配置も検討していきます。

ただし、現時点においては、いわゆる義務標準法に定めのない定数外の配置については、県の厳しい財政状況の下では困難です。

＜要望事項＞

- (4) 令和2年度から全面实施となる小学校の外国語教科化に向け、専科教員の加配措置の充実について国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

小学校外国語教育における指導体制の充実に向けて、国の専科教員加配を活用し、令和元年度から県域で英語専科教員を配置しましたが、令和2年度は、配置を拡充し、県域に68名の英語専科教員を配置する措置を講ずることとしました。

また、国に対しては、小学校における英語専科教員の加配措置の充実等について、令和元年11月、本県の教育長が国に出向いて要望を行いました。

さらに、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会等を通じて、国の動向をとらえながら引き続き要望していきます。

.....
<要望事項>

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

特別支援教育コーディネーター等については、いわゆる義務標準法に定めがないことから、県単独事業として加配定数を措置する必要があり、県の厳しい財政状況の下では困難です。

特別支援学級については、義務標準法に基づき1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、学級担任のほかに児童・生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じています。

県としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に働きかけるとともに、引き続き予算の確保に努めていきます。

また、文部科学省で、平成28年7月に取りまとめられた「次世代の学校指導体制の在り方について」において、特別支援教育の対象となる子どもの増加への対応として、教職員定数の充実が記載されていることから、今後も国の動向を注視していきます。

人的体制の充実に向けては、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を派遣しています。非常勤講師の配当時間の拡充については、現在の厳しい財政状況の下では困難ですが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めていきます。

さらに、インクルーシブ教育の推進に向けて、児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内の教育相談体制の構築を目指し、学校内外の人的・物的資源をコーディネートする「教育相談コーディネーター」を研修により養成し、県内全公立小中学校（指定都市及び中核市を除く）の各校で1名以上指名しています。

今後も継続し、各学校に複数の教育相談コーディネーターを配置できるように取り組んでいきます。

また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望していきます。

さらに、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の支援について、県としては、特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校等への支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

.....
<要望事項>

- (2) 特別支援学級において、医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対する財政措置の拡充について、国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

県では、公立小・中学校において医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために、県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、県立特別支援学校に配置した看護師が巡回する支援を行っていますが、今後もそうした機能のさらなる推進を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き国に要望していきます。

<要望事項>

3 不登校等の学校不適応対策

- (1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。

《対応状況》【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めていきます。

スクールカウンセラーについては、指定都市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助率が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことから、現行制度の中で小学校全校へ単独配置することは、県の厳しい財政状況の下では困難です。

また、スクールカウンセラーの必要な勤務時間数を確保できるよう、都道府県教育委員会の意向を踏まえた国庫補助額の決定等について国に働きかけています。あわせて、国庫補助率の引き上げ等についても、令和元年11月、本県の教育長が国に出向いて要望を行いました。さらに、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、今後も継続して働きかけていきます。

<要望事項>

- (2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

《対応状況》【教育局】

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、令和2年度は、2人増員して46人を配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

今後、市町村教育委員会と検討・協議を行い、県・市町村の役割分担等を整理した上で、各市町村の状況に応じた配置計画を作成し、県によるスクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充に向けた検討を進めていきます。なお、スクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等については、令和元年11月、本県の教育長が国に出向いて要望を行いました。さらに、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、引き続き国に要望していきます。

<要望事項>

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を550人未満の学校でも1人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

《対応状況》【教育局】

学校栄養職員等の配置については、いわゆる義務標準法に規定があるため、現行の基準を上回る配置について、本県の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、国に対しては、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて要望していきます。

7 都市環境行政の推進

<要望事項>

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。さらに、平成30年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

ごみ処理広域化により整備する中継施設については、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、範囲を限定せずに交付対象とすることを要望しています。

<要望事項>

- (2) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

廃棄物処理施設の解体に係る経費については、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、範囲を限定せずに交付対象とすることを要望しています。

<要望事項>

- (3) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

家電製品の指定品目の追加については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行により、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されています。

リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善することについては、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、国に要望しています。

<要望事項>

2 有価物等の取扱者への規制・指導

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不

安を与えている。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、火災及び倒壊事故の原因となった金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となっている。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

《対応状況》【環境農政局】

法の対象となっていない金属スクラップ等の取扱者に対する規制及び指導については、個別の事案に応じて、事業者に安全確保の自主的な取組を求めることとしていますが、その効果が認められない場合は、法の規制対象に含めるよう国に要望してまいります。

8 都市基盤の整備

＜要望事項＞

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。

また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びETCの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備や橋りょうの新設・架替を進めているところであり、引き続き必要な道路予算の確保などについて、国に働きかけるとともに、国道等の整備に取り組んでいきます。

道路公社が管理する道路の無料化については、開通後の利用交通量が計画を下回る道路もあり、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

ETCについては、国や高速道路会社等により、駐車場において試行運用を行い、ネットワーク型ETCの技術的課題解決に目途がついたところであり、県と道路公社は、有料道路での実験に向けた準備を進めていきます。

広域農道の整備については、引き続き国の予算確保に努めながら、事業路線全体の早期完成を目指してまいります。

＜要望事項＞

2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。

《対応状況》【県土整備局】

県では、過去に水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について、「都市河川重点整備計画」に位置付け整備を進めています。

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と

考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。
こうした河川の整備や堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」や国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、計画的、重点的に実施していくこととしています。
また、河川における歩行空間等の環境整備については、具体的に御相談ください。

.....
<要望事項>

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。

<<対応状況>>【県土整備局】

相模湾沿岸の砂浜は、景観を含めた優れた自然環境を構成する重要な要素であり、優れた消波機能のほか、地域の文化・環境・海洋性レクリエーションの活動の場としての機能を有しています。

そのため、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を実施しています。

また、令和元年度から本計画の見直しに向けた検討を進め、令和2年度の改定を目指して取り組んでいます。

今後も海岸の特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に引き続き取り組んでいきます。

.....
<要望事項>

3 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、復興特別税の活用により、国の公共事業採択基準未滿のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

県では、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和について、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」や予算要望時等において国に要望していますが、全国的に整備水準が低いことから認められていません。県としては、今後も引き続き機会あるごとに要望していきます。

また、復興増税を活用できる緊急防災・減災事業の対象となるのは、防災拠点施設や避難路などの整備であり、県では、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備する県単独事業の財源として活用しています。

.....
<要望事項>

4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【環境農政局・県土整備局】

県では、社会資本整備総合交付金について、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」等において国に要望していますが、今後も機会をとらえて国に働きかけていきます。

農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金についても、引き続き国に対して地域の実情を説明し、予算の確保を要望していきます。

<要望事項>

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。

《対応状況》【県土整備局】

ノンステップバスの導入は、バス事業者が行うものと認識していますので、支援制度の創設については、考えていませんが、県ではバス事業者による当該車両の導入に対し、自動車税の種別割や環境性能割を減免するといった税制上の措置を講じています。

要 望 事 項

【安全・安心】

1 地域防災力・災害対策の強化

<要望事項>

1 地震防災対策の支援体制の拡充

国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体においても、地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件を緩和すること。

《対応状況》【県土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としています。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしています。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めています。

県としては、防災備蓄倉庫の設置を促進する自治体によって倉庫の安全性が担保される場合等では、技術的助言の範囲内でどのような対応が可能か改めて検討し、その考えを個別に緩和の要望のあった自治体へ平成30年5月及び令和元年8月にお示しして、その内容について御検討いただいているところですので、引き続きの御要望がある場合については、県へ御相談くださるようお願いいたします。

<要望事項>

2 津波対策の強化

津波対策として、国道134号線下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮門扉の設置については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行っていきます。

また、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備に当たっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や関係市町の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめていきます。

2 治安対策の強化

<要望事項>

1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続

地域における防犯力の更なる拡充を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付について令和2年度以降も継続するとともに、防犯カメラの補助対象台数を拡大すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県は、平成28年度に神奈川県地域防犯力強化支援事業を創設し、防犯カメラの設置促進に向けて取り組んできましたが、本事業では、令和元年度までの4年間で、合計1,120台の防犯カメラの設置を支援する予定です。

事業継続の要望を踏まえ、令和2年度当初予算において所要額を措置しました。

＜要望事項＞

2 さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定の強化

さがみ野駅北側地域について、パトカーや交番勤務員により、パトロールの頻度を増やすなど、さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定に基づく警備体制を更に拡充すること。

《対応状況》【警察本部】

さがみ野駅北口地区は、地域における行政区の特殊性を考慮して、平成13年5月、海老名警察署の開設を機に事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成14年10月、海老名、大和及び座間の3警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しています。

今後も、「東原パトカー立寄所」に対しては、定期的に臨時交番を開設するとともに、パトカーや交番勤務員等による立寄りや警戒等の強化を図り、治安維持に努めていきます。

＜要望事項＞

3 交番の充実強化

都市化の進展による交通事故や犯罪の増加に対する社会的な諸施策を講じ、社会秩序の維持徹底のため、地域の実情に応じた防犯対策等の拠点となる新たな交番の設置及び駐在所の交番への転換をすること。

《対応状況》【警察本部】

県警察は、平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定しました。

この基本計画を策定した背景は、スマートフォン等通信機器の普及による警察への通報手段の変化、交番等施設の老朽化や狭隘(きょうあい)化に伴う計画的な建て替えや改修等の必要性、交番等への襲撃事件の発生など、昨今の治安情勢に鑑みた交番勤務員の複数化の必要性などが背景となっています。

交番の整備については、事件事故等の発生状況等を総合的に検討した上で必要性を判断し計画的に推進することにより、交番勤務員の複数勤務体制を確保し事件事故等の対応力の向上を図ること、交番等の機能強化と持続可能な施設運営による地域住民の利便性を向上させることを目的として、治安情勢の維持、向上に努め推進していきます。

【地方行財政】

3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

＜要望事項＞

コンビニ交付サービス導入に係る地方財政措置の延長

マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードの普及促進、市民の利便性向上及びより効果的で効率的な行政サービスの提供に資するものであるため、導入に係る財政措置期限を延長するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

財政措置期限の延長については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきます。

なお、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスの導入に係る財政措置は、令和4年度まで延長することになっています。

4 地方消費者行政の充実強化

<要望事項>

1 地方消費者行政推進に対する支援

- (1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、市町村からの要望を踏まえ、『地方消費者行政強化交付金』の推進事業分については安定的に継続し、交付額を十分に確保する等、引き続き有効に活用できるようにすること。」「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと。」を、令和元年8月に国に提案しています。

<要望事項>

- (2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

《対応状況》【くらし安全防災局】

県では、国の財政措置終了後に県単独の補助金を交付する「神奈川県消費者行政推進事業費補助金」を新たに創設しましたが、その趣旨は、激変緩和措置として時限を定めて設置したものです。

5 都市財政充実強化のための県補助金の是正

<要望事項>

都市財政充実強化のための県補助金の是正

県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行されると、市町村の計画的な財政運営を阻害する恐れがあるため、県、市町村の役割と費用負担の見直しを行うに当たっては、市町村と十分な調整を行い、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

《対応状況》【総務局】

市町村補助金の見直しに当たっては、個々の補助金ごとの設立の経緯や事情を勘案するとともに、関係課が連携しながら、きめ細かく調整を図っています。

【都市振興】

6 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

<要望事項>

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

三浦半島地域の魅力を生かし、観光誘客や定住人口の増加につなげるため、大規模スポーツ大会や海の活性化イベントへの支援など、三浦半島地域を一体として地域活性化を図る「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を継続、加速、定着させること。また、県はプロジェクトの各取組を主体的

かつ積極的に推進するとともに、市町が主体となって実施する取組に対しては財政支援を行うこと。

《対応状況》【政策局】

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」は、令和元年度までを計画期間としていましたが、引き続き活性化に取り組む必要があることから、これまでの課題や地元市町の意向も踏まえて改定しました。改定後のプロジェクト推進に向けて、県では、地元市町や団体、民間等と引き続き連携を密にとり、地域の稼ぐ力を向上させる取組を進めていきます。

また、市町の主体的な取組に対しては、内閣府の地方創生推進交付金を活用するため、県が取りまとめを行い、県及び4市1町の枠組みでの申請を行いました。

なお、財政的支援については、市町村自治基盤強化総合補助金など既存の補助事業等を活用していきます。

【子育て・健康・福祉】

7 子育て環境・児童福祉施策の充実

＜要望事項＞

1 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

- (1) 国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会をとらえて国に要望を行っています。

＜要望事項＞

- (2) 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分のうち、国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、1号認定子どもに係る施設型給付の県費補助金について、市町村からの精算に基づき、減額することなく予算措置をしています。

＜要望事項＞

2 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

- 放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、「16大都道府県児童福祉主管課長会議」においても、低所得者世帯に対する放課後児童クラブ利用料の全国的な制度として無償化制度の創設については国に要望しており、今後も機会をとらえて国へ実情を伝えていきます。

＜要望事項＞

3 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

＜対応状況＞【福祉子どもみらい局】

児童扶養手当に係る国の負担比率は、制度創設時から昭和59年度までは、10分の10、その後、順次減少し、平成18年度以降は3分の1となっています。

これは、離婚の増加による状況変化に対応するため、母子家庭等の自立支援対策推進と併せて、児童扶養手当制度の見直しが行われたことによるものですが、施策推進のために必要な財源を確保するよう、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。

＜要望事項＞

4 児童養護施設退所者に対する支援の充実

児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、自立援助ホーム及び自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進等、住宅確保支援のための支援を充実すること。

＜対応状況＞【福祉子どもみらい局】

県では、児童養護施設などを退所した後も、子どもが多様な支援を受けて自立できるよう、自立援助ホームの開設を検討してまいります。

また、退所児童等へのアフターケアとして「あすなるサポートステーション」を設置し、退所児童が抱える住居等を始めとした様々な問題に対する相談について、児童への同行やアドバイスを行うほか、各支援機関との連絡調整を行ってまいります。

こうした取組や、自立に様々な困難を抱える施設退所児童について、各市相談窓口の方々の理解を深め、今後も様々な形で連携し支援していけるよう、さらに周知してまいります。

＜要望事項＞

5 保育緊急対策事業費補助制度に係る事業の継続

保育緊急対策事業費補助制度のうち、低年齢児受入対策緊急支援事業や地域型保育事業連携対策緊急支援事業について、継続的な補助を行うこと。

＜対応状況＞【福祉子どもみらい局】

「保育緊急対策事業費補助金」のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」については、平成30年度までの集中的な取組として実施していましたが、依然として県所管域において低年齢児の待機児童が多いことから、補助対象を見直した上で、引き続き所要額を措置しています。

また、「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」については、同事業を活用している市町村の状況を聴取した上で、同じ経費を補助対象とする国庫事業（国から市町村への直接補助）を活用していただくこととしています。

＜要望事項＞

6 建物賃借料に係る公定価格上の取扱

土地を借用し、建物を自己所有して運営する保育所等に対し、土地の賃借料に係る公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。

＜対応状況＞【福祉子どもみらい局】

平成28年4月から、国から市町村への直接補助である土地借料の一部を補助する保育所設置促進事業が実施されているため、そちらの活用をお願いしています。

＜要望事項＞

7 自主保育に対する補助制度の創設

地域の特色を生かした多様な子育て支援を図るため、施設に通わず保護者や支援者が身近な自然の中で保育を行う自主保育の運営に対し、県において補助制度を創設するとともに、国にも働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

青空自主保育は、特定の施設を持たず運営されており、認可外保育施設としての届出もないことから実態を把握できず、保育内容についても基準がなく公的支援に値するかどうか判断できないため、御要望には添いかねます。

＜要望事項＞

8 幼児教育類似施設への補助の充実

令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

幼児教育・保育の無償化は、保育所・幼稚園・認定こども園などの一定の基準を満たし、質が確保された認可事業を対象に実施することが原則です。

幼児教育類似施設を含む認可外保育施設は、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない子どもたちへの代替的措置として認められた経緯を踏まえると、御要望に添いかねます。

なお、国において幼児教育類似施設への補助制度の創設について検討していますので、その動向を注視していきます。

＜要望事項＞

9 私立幼稚園等特別支援教育費補助金の見直し

県の私立幼稚園等特別支援教育費補助金について、いわゆる「グレーゾーン」の児童についても補助対象を拡充するとともに、各市町村で実施している障害児等の特別な支援が必要とされる児童に係る私立幼稚園等への補助事業の対象要件が異なっていることから、公正、公平の観点から県が全額負担とするよう見直すこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

私立幼稚園における特別支援教育費補助については、国の助成制度を活用しながら、これまで、補助対象園数の拡大を図ってきました。

国の助成制度では対象とならない幼稚園等に対しても、県として補助対象とし、国へも要望しています。

いわゆる「グレーゾーン」についても国の制度や県の財政状況を勘案しながら、私学助成制度運営協議会での議論を踏まえて検討していきます。

一方、各市町村で実施している補助金交付は、市町村の状況（幼稚園における障がい児の受入れ状況や財源、支援体制の状況など）を踏まえ、県の補助金の補完的な役割も果たしているのは承知していますが、市町村の補助金交付については、当該市町村が主体的に決定すべきものと考えます。

また、県私立幼稚園等特別支援教育費補助金の見直しについては、今後、私学助成制度運営協議会での議論を踏まえて、検討していきます。

＜要望事項＞

10 児童相談所の体制強化

児童相談所と市町村が連携して対応する児童虐待等に対し、児童相談所から市町村への助言・情報共有等の連携強化と児童相談所の人員配置による体制強化を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

平成28年7月から、各市町村の「要保護児童対策地域協議会」の事務局を集めた連絡会議を立ち上げ、好事例の紹介やグループ討議などを行い、協議会のレベルアップに取り組んでいます。

また、平成28年の児童福祉法改正から義務化された要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を平成29年度から実施し、在宅ケースの相談・指導や関係機関との連絡調整等の実務にあたる職員の専門性の向上を図っています。

県では、虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置基準が法定化されたことを受けて、基準に従って、平成29年度から令和元年度までに54人増員しました。

今後も、県と市町村の役割分担を踏まえ、関係機関との連携強化や、各市町村の専門性の強化に向けた支援を行うなどにより、県全体として児童虐待により迅速・的確に対応していけるよう努めていきます。

8 保健・医療施策の充実

＜要望事項＞

1 新生児聴覚検査に対する支援

- (1) 新生児聴覚検査について、県内すべての分娩取扱機関において実施するよう積極的な周知啓発をすること。

《対応状況》【健康医療局】

聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるよう、早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査の実施についてリーフレットを作成するなど、周知啓発をさらに進めています。

.....
＜要望事項＞

- (2) 検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財源措置を講じるよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

新生児聴覚検査に係る財源については、平成18年度をもって国庫補助が廃止され、平成19年度から市町村に対して地方交付税措置されているところですが、実施主体である各市町村の意向等も踏まえながら、国の動向を注視していきます。

.....
＜要望事項＞

2 不妊及び不育症治療助成制度の充実

- (1) 一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療等について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っています。

一般不妊治療については、一部を除いて保険適用されているところです。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、県としては、現在保険適用となっていない不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望していきます。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、検査や治療が可能な医療機関に限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、まず、助成の前提となる不育症の研究や人材育成の推進について国に提

案していきます。

.....

<要望事項>

- (2) 県においても、一般不妊及び不育症治療を新たに支援の対象とするよう特定治療支援事業の拡大を図るとともに、併せて独自の助成制度を創設すること。

<対応状況>【健康医療局】

県では、特定不妊治療費助成事業を、国の実施要綱に基づき国庫補助を活用して実施しており、県独自の助成制度の創設は、現時点では難しいため、一般不妊治療や不育症への助成拡大については、国の動向等を注視していきます。

なお、一般不妊治療のうち、現在、保険適用の対象外となっている人工授精等については、特定不妊治療と併せて、保険の適用を国に対して要望していきます。

不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

.....

<要望事項>

- (3) 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図ること。

<対応状況>【健康医療局】

県では、不妊・不育専門相談センターを平塚保健福祉事務所に設置し、不妊治療や不育症に精通した婦人科医、泌尿器科医、臨床心理士、助産師等の医療関係者による専門的な面接及び電話相談支援を行っています。

あわせて、市町村等の不妊・不育相談に携わる専門職等を対象に、相談時の支援技術を向上のため、不妊・不育の相談に関する研修も実施しています。

また、県各保健福祉事務所及び各センターでは、一般的な相談を受け付けるとともに、県内の3政令市においても専門的な相談支援を行っています。

今後とも、上記の取組について周知啓発を行い、引き続き不妊症・不育症に悩む方々への相談支援を行っていきます。

.....

<要望事項>

3 在宅医療体制の構築に向けた支援

- (1) 地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養における訪問診療医の役割が不可欠であることから、在宅療養を担う人材の確保及び育成、多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じること。

<対応状況>【健康医療局】

在宅医療等の医療需要の増加に対応するためには、在宅医療を担う医療従事者を十分確保する必要があることから、県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運用する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師等の病院関係職種及び在宅関係職種向けの研修の実施などにより、在宅医療の担い手となる医師等の育成や多職種の連携を図るよう努めていきます。

また、医師養成に当たっては、中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、産科、小児科、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り

組んでいます。さらに、令和元年7月に神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例を改正し、「地域医療関連診療科」に「総合診療を担う診療科」を追加することで、プライマリケアに精通する医師の養成にも取り組んでいます。

.....
<要望事項>

- (2) 現在の訪問診療を行う診療所及び在宅療養支援診療所の設置状況は地域偏在が大きいことから、神奈川県保健医療計画に基づき整備を行う際は、地域間の偏りがないように配慮すること。

<<対応状況>>【健康医療局】

県内の「訪問診療を実施している診療所・病院数」や「在宅療養支援診療所」の人口10万人当たり施設数は、全国平均を下回っており、県内の地域によっても差があることから、在宅医療を担う医療従事者の確保に取り組むとともに、在宅療養支援診療所等の地域間の偏りが軽減できるように配慮していきます。

9 国民健康保険制度の充実

<要望事項>

1 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【健康医療局】

平成30年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望していきます。

.....
<要望事項>

- (2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように、保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【健康医療局】

平成30年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策として、3,400億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【健康医療局】

平成30年度の国民健康保険制度改正では、国と地方の協議に基づき、財政上の構造問題の解決策

として、3,400億円の公費が投入されることとなりました。

しかし、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、制度改正に伴い実施されている財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望してまいります。

.....

<要望事項>

- (4) 平成30年度制度改正により導入された納付金について、自治体の財政上の負担が過度に増えないよう、県においてもきめ細やかな配慮をすること。

<<対応状況>>【健康医療局】

国民健康保険事業費納付金については、引き続き市町村と丁寧に協議を行いながら納付金の算定を行い、一定割合を超えた額について激変緩和措置を行うなど、きめ細かな対応をしてまいります。

.....

<要望事項>

- (5) 県が財政上の責任主体になったことを踏まえ、国民健康保険被保険者にとって、その仕組み負担について十分理解が得られるような制度の構築に努めること。

<<対応状況>>【健康医療局】

平成30年度から、県は国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなり、県が県内の統一的な運営方針として県国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を推進しています。

県では、本運営方針に沿って、県内市町村及び国民健康保険団体連合会で構成する国民健康保険協議会で意見交換等を行いながら、市町村に対してきめ細やかな対応及び情報提供等に努めていきます。

10 介護保険制度の充実

<要望事項>

1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しています。

.....

<要望事項>

2 介護保険制度に対する財政支援等

- (1) 要介護認定や保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る市町村の財政負担が過重にならないよう十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【福祉子どもみらい局】

高齢者の増加等により、保険料の賦課徴収や保険給付など市町村の事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について措置を講ずるよう国に要望しています。

.....
<要望事項>

- (2) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保については、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための諸施策の充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

介護サービス基盤整備に関する施設整備及び人材育成、人材確保については、「地域医療介護総合確保基金」(介護分)を十分に活用して取り組んでいきます。

県では、福祉・介護人材の養成・確保について、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しており、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきたいと考えています。

.....
<要望事項>

3 介護職員の確保及び処遇改善

- (1) 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等、介護職員の処遇改善の取組と、改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、これまでも国に対して、介護サービス事業所が行う要介護状態の改善につながる取組や職員の定着、資質の向上の取組を介護報酬で評価するなど、事業所に対してインセンティブが働く仕組みを作るよう提案しています。

また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

なお、国は、社会保障審議会介護保険部会に設置した「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめを踏まえ、申請・届出書類や手続の簡素化、自治体ごとのローカルルールへの解消による標準化、ICTの活用など、介護現場における文書の負担軽減に関する当面の対応方針の通知を自治体あてに発出したところです。

さらに、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、確実な処遇改善を担保しつつ、算定に係る文書負担の軽減を図るため、それぞれの加算に係る計画書及び実績報告書の一本化が行われました。

今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

.....
<要望事項>

- (2) 介護人材の地域偏在が生じないよう、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、介護人材と県内事業所とのマッチング事業を強化するなど、介護人材が確保できるよう取り組むこと。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

「地域医療介護総合確保基金」(介護分)については、メニューにないものや補助単価についても地域の創意工夫が活かせる仕組みにすることを、国に要望しています。

また、介護人材のマッチング強化については、かながわ福祉人材センターによる就職相談会、キャリア支援専門員によるハローワーク出張相談、事業所訪問等を県内各地において実施し、介護人材

の地域偏在の解消に努めています。

.....
<要望事項>

4 介護保険料の軽減措置の実施

消費税率変更の動向に伴い予定されている低所得者への介護保険料の軽減措置を確実に実施し、その財源については、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

<対応状況>【福祉子どもみらい局】

介護保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引き上げに伴い、消費税増収分を財源とする社会保障の充実の中で、市町村民税非課税世帯全体に拡大されています。

.....
<要望事項>

5 生活援助従事者研修の実施

介護従事者不足対策として「生活援助従事者研修」を県の事業として実施すること。

<対応状況>【福祉子どもみらい局】

県では、「神奈川県介護員養成研修事業指定要綱」等について、生活援助従事者研修に関する内容を追加する形で、平成30年12月に改正し、周知を進めているところですが、現時点では、研修事業者からの指定の申請がない状況です。

また、生活援助従事者研修を、県の事業としても実施できるよう、予算に計上していますが、委託先となり得る、指定を受けた研修事業者がない状況です。

県としては、引き続き、介護職員初任者研修を実施する研修事業者等への周知を進め、生活援助従事者研修が実施できるよう努めていきます。

11 高齢者福祉政策の充実

<要望事項>

老人福祉施設の整備に対する支援

神奈川県老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定運営を図るため、老人福祉施設の老朽化に伴う大規模修繕（改築）を補助対象とするよう拡充すること。

<対応状況>【福祉子どもみらい局】

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況の中、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けて着実な助成を行っているところであり、現時点では困難です。

ただし、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「(移転を伴う)創設」として補助対象としています。

なお、「地域医療総合確保基金」を活用した施設整備の補助金について、既存の広域型特養の大規模修繕も追加されましたが、介護施設等の創設や、ロボット・センサー、ICTの導入とあわせた大規模修繕のみが対象となっているため、既存設備等の維持は引き続き困難な状況です。施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるよう引き続き国に要望してまいります。

12 障害者福祉政策の充実

<要望事項>

1 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

今後とも機会をとらえて継続的に要望していきます。

.....
<要望事項>

2 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、「16大都道府県障害福祉主管課長会議」などを通じて、継続して強く国に要望しています。

また、県ではこれまで、神奈川県バス協会を訪問し、運賃割引の適用を繰り返し依頼してきました。

県としては、平成30年度末に改定した「かながわ障がい者計画」に「精神障がい者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図る」ことを初めて記載したことを踏まえ、バス運賃割引の導入に向けて、引き続き県バス協会等へ粘り強く要請していきます。

.....
<要望事項>

3 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないように、他都道府県とともに、「関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議」や「16大都道府県障害福祉主管課長会議」を通じて国に要望しています。

<要望事項>

4 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

県では、民間施設において、医療的ケアが必要な障がい者の受入れができるよう、「障害者地域生活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村を補助しています。

また、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを「施設等整備方針」に位置付け、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、必要性、緊急性の観点を踏まえ、この施設等整備方針に沿った整備計画を選定し、設置促進を図っています。

さらに、平成30年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者が利用できるよう「医療型短期入所事業所開設促進事業」に取り組んでおり、医療型短期入所事業所の開設支援を行っています。

今後も、こうした取組を進めつつ、重症心身障がい児者の方々が地域で安心して生活できるよう、必要な対応について検討していきます。

<要望事項>

5 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、障害者・介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県においてもこの補助制度を創設すること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しています。

国は国庫負担基準額を超過した市町村に補助を行う都道府県に対する補助制度を設けています。今後、改めて本制度について市町村に説明し、意見を伺う機会を設けたいと考えています。また、本来は都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国において国庫負担基準を適切に設定すべきものであることから、県では、市町村の超過負担が生じることのないよう、義務的経費としての財源措置を講じることについて、引き続き国に要望していきます。

<要望事項>

6 障害者就労支援の充実

障害者就労支援相談事業の充実のため、県の就労援助センターほか就労相談ができる支援機関の量的拡充の一環として、市の事業にも支援を行うよう積極的な支援体制の充実を図ること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局・産業労働局】

本県では、一般企業等での就労が困難な障がい者の就労を促進するために、市町村と連携し、市町村障害者福祉事業推進補助金により、県所管域の障がい保健福祉圏域に各1箇所、地域就労援助センターを設置しています。

また、国と連携し、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを、障がい保健福祉圏域に各1箇所設置し、障がい者の就労支援に取り組んでいるところです。

市が独自に就労支援事業を実施することは、働く意欲のある障がい者がより身近な地域で支援を受けられることにつながり、支援体制の充実が図られると認識していますが、本県では上記の取組み等により、広域的に障がい者の就労支援に取り組んでおり、市単独で実施している事業に対する支援は現時点では考えていません。

13 生活困窮者対策の充実

<要望事項>

1 生活保護負担金の全額国庫負担化等

- (1) 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活保護費負担金については、令和元年6月「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて国に要望しています。

<要望事項>

- (2) 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

外国人に対する保護については、厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、交付金の充実については、今後も国に要望していきます。

<要望事項>

2 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

- (1) 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけています。

<要望事項>

- (2) 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【福祉子どもみらい局】

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業を含む各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけています。

14 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

<要望事項>

福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

地域手当制度は、地方公務員法において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされていることから、地方公務員についても、国家公務員に準拠して、制度が構築されているものです。

順次見直しは行われていますが、支給地域は従来どおり市区町村単位で示されていることや、最低賃金との関係から地域手当の級地区分が低すぎると考えられる団体もあることから、国の動向を注視しつつ、引き続き、機会をとらえて国に地域の実情を伝え、見直しを働きかけていきます。

【教育・文化】

15 学校教育の充実強化

<要望事項>

1 教員数配置の充実強化

- (1) 児童生徒の読書環境を整備し、読書活動の推進を図るため、学校図書館において学校司書を国費で配置すること。

《対応状況》【教育局】

学校図書館教育の充実のため、司書教諭及び学校司書を配置できるよう定数措置を講じることについては、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、毎年、国に働きかけています。

<要望事項>

- (2) 新学習指導要領の実施や教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保のため、指導方法工夫改善（少人数授業・TT）の加配定数を維持しつつ、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期実現し、教職員定数等の改善を確実に実施するとともに、市町村において定数維持のために負担している人件費を補助する制度を創設すること。

《対応状況》【教育局】

平成29年4月に、次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実として、いわゆる義務標準法が改正され、指導方法工夫改善加配は一部基礎定数化されました。

県としては、少人数授業やTTについて、少人数学級と異なる教育効果が期待できるものと考えており、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の確保について国に要望しています。

また、学校における働き方改革を推進するため、教職員定数の改善も国に要望しており、令和元年11月には、教育長が国に出向いて要望を行ったところです。

なお、市町村立小中学校等教職員の給与費は都道府県の負担とされ、いわゆる県費負担教職員は都道府県教育委員会が任用することとされていることから、市町村教育委員会が独自に任用する市町村費負担教職員の人件費を補助することは困難です。

.....
<要望事項>

- (3) 通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒への指導は、個々の児童・生徒の状況に即応し適切に対応することが必要であることから、非常勤講師等、担任教員を補佐する人的配置について必要な措置を講じること。

<<対応状況>>【教育局】

小・中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童生徒に対応するため、非常勤講師を配置し、多様な教育的ニーズに応じた教育相談等を可能とする校内支援体制の充実を図っています。

.....
<要望事項>

2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【教育局】

転学手続きについては、現行の法律に則って進めていますが、「中央教育審議会初等中等教育分科会」による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中で、「現在の特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討するべきである」とされていることから、国の動向を注視し、国へ働きかけていきます。

また、後期中等教育の学習支援については、平成26年8月に「県立学校に在籍する生徒の入院時学習支援実施要綱」を制定し、県立高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部に在籍している生徒のうち、入院中で、一定の支援内容等に基づき、修学の意味や学習意欲があると校長が承認した生徒に対し、入院時学習支援を実施しています。

.....
<要望事項>

3 特別支援教育の充実強化

- (1) 児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるため、教員の加配基準を情緒障害児5名に対し担当教員2名の配置から、情緒障害児4名に対し担当教員2名の配置に引き下げることや教員の複数配置について必要な措置を行うこと。

<<対応状況>>【教育局】

特別支援学級については、いわゆる義務標準法に基づき、1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、児童・生徒数を勘案し学級担任のほかに予算の範囲内で加配措置を講じています。

自閉症・情緒障害学級の教員配置については、児童・生徒数5人以上の学級の一部に教員を複数配置しており、現行以上に加配措置を拡大することは、現在の非常に厳しい財政状況の下では困難ですが、県としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望するとともに、引き続き予算の確保に努めていきます。

.....
<要望事項>

- (2) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。

<<対応状況>>【教育局】

教育相談コーディネーターの定数化については、県として国に要望しており、令和元年11月には、

教育長が国に出向いて要望を行ったところです。今後とも機会をとらえて働きかけていきます。

なお、本県では、毎年予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配しています。

また、平成29年2月の文部科学省通知「児童生徒の教育相談の充実について」においても、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要があるとされていることから、今後の国の動向を注視していきます。

教育相談コーディネーター等の後補充非常勤講師の配置や特別支援教育推進に係る非常勤講師の配置については、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めていきます。

.....
<要望事項>

(3) 個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間を増やすことについて必要な措置を講じること。

《対応状況》【教育局】

県では、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面、生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を配置しています。

令和2年度については、教育相談コーディネーター及び非常勤講師の配置を継続する見込みです。さらなる支援体制の充実に向け、必要な予算の確保に努めていきます。

.....
<要望事項>

(4) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。

《対応状況》【教育局】

特別支援学校の設置については、「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき新設校の整備を進めています。計画内に位置付けられている新設校整備が終了した後の対応については、平成30年8月に設置された「神奈川県立特別支援教育のあり方に関する検討会」において検討しています。

.....
<要望事項>

(5) 近年、いわゆる発達障がいと思われる児童・生徒が増加しているなかで、独自に対応を進める市町村に対しては、臨床心理士などの専門職員や専属の教員を追加で配置するなど、支援する体制を構築すること。

《対応状況》【教育局】

現在、県立特別支援学校では、地域の小・中学校等が児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習環境を整えることができるよう、校内体制作りを支援することを目的としたセンター的機能の役割を担っています。今後もそうした機能の一環として、心理職等専門職の巡回相談を含めた支援の充実を図っていきます。

また、小・中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、非常勤講師を配置し、多様な教育的ニーズに応じた教育相談等を可能とする校内支援体制の充実を図っています。

.....
<要望事項>

(6) 全ての子どもが集団の中で安心して充実した学校生活を送れるよう、「みんなの教室」の充実に向けて、インクルーシブ教育推進非常勤職員の配置を継続すること。

《対応状況》【教育局】

県では、平成27年度から平成30年度までインクルーシブ教育推進地域研究委託事業として、すべての子どもが、できるだけ通常の学級とともに学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みである「みんなの教室」のモデル事業を実施してきました。

今後は、モデル事業の成果をすべての小・中学校に普及するために、インクルーシブ教育の推進に係る非常勤職員の配置に取り組んでいきます。

モデル校に指定されていた小・中学校には、引き続きインクルーシブ教育の推進の取組を継続していただき、県としても、先行事例として他の市町村教育委員会や学校に取組の成果を伝えていくなどの支援を行っていきます。

＜要望事項＞

4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるに当たって課題となっている施設、設備などの初期整備費用の負担のうち、国の交付金対象外事業について、県独自の補助制度を創設すること。

《対応状況》【教育局】

学校給食法では、中学校給食の実施に当たって、その施設や設備、運営に要する経費は、学校設置者である市町村が負担することとしています。県内市町村では、財政負担の軽減を図るため、様々な工夫を行っておりますので、県としては、引き続き、「市町村教育委員会学校体育・学校保健・学校給食主管課長会議」などを通じて、こうした事例を情報提供することで、市町村を支援していきます。

16 文化財の保護

＜要望事項＞

1 文化財の保護

(1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。

《対応状況》【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望していきます。

＜要望事項＞

(2) 市町村の指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為、埋蔵文化財の保管施設の設置等に係る費用及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

《対応状況》【教育局】

市町村の指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為及び埋蔵文化財の保管施設の設置等に係る費用に対する国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して働きかけていきます。

開発事業者の負担により、民間の発掘調査組織に委託して実施した発掘調査に係る報告書については、本来であれば受託者の責任で刊行されるべきものですが、未了かつ受託者不在の状態にあっ

ては、報告書の刊行を含め、行政として埋蔵文化財を適切に公開・活用していく必要があると考えます。

現行の国庫補助制度では、このようなケースが補助対象として明確に規定されていないことから、国との個別相談に基づき採択の可否が判断されています。

早くから民間発掘調査組織を利用してきた本県では、今後も同様の事例が生ずる可能性もあるため、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、これらが補助対象として採択されるよう、国に対して働きかけていきます。

なお、国庫補助として採択された場合の県費補助については、可能な範囲で対応を検討していきます。

【環境・エネルギー】

17 廃棄物処理対策

<要望事項>

1 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

《対応状況》【環境農政局】

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の安定的かつ効率的な資源化方策については、他の市町村も同様の意向であれば、神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会の議題とし、必要により市町村と共同して検討していきます。

<要望事項>

2 河川・海岸の環境保全

(1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。

《対応状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、多くの方々が環境美化に関心を持ち、実践していただくために、「かながわクリーン運動」を推進し、自治体や企業・各種団体に美化活動の実施を呼び掛けています。

さらに、今後は「かながわプラごみゼロ宣言」の一つの柱として、「かながわクリーン運動」を拡大するため、それぞれの地域で活動する団体が交流できる場としてフォーラムを開催し、効果的な事例を共有するなどの取組を進めていきます。

<要望事項>

(2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻し、令和2年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）については、「令和2年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、令和2年度以降も継続すること、及び補助金の継続に当たっては、その重要性に鑑み、補助率を10割に復元することを国に要望しています。

また、補助金の早期内示については、国に働きかけていきます。

18 再生可能エネルギーの普及促進

<要望事項>

再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

《対応状況》【産業労働局】

再生可能エネルギーの主力電源化を図るとともに、災害時も停電のないくらしを実現するため、太陽光発電設備や蓄電システムの価格低減とともに、新たな技術開発による発電効率の向上・軽量化を促すなど、必要な措置を講じるよう、国に対して提案、要望しています。

今後も、再生可能エネルギー等の普及拡大に向けて、必要に応じて、国への提案、要望を行っていきます。

19 鳥獣被害対策の推進

<要望事項>

1 鳥獣被害対策の推進

- (1) ニホンザルについては、西湘地域個体群であるH群について、管理困難な群れと判断し、群れ全体の捕獲を早急に許可すること。また、分派により広域的に影響の出る可能性がある群れについては、早急に実態調査をすること。

《対応状況》【環境農政局】

ニホンザルのH群については、個体数調整、被害防除対策、追い上げ・追い払い等の対策を組み合わせ、取り組んでいます。令和元年度は、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」の中間年に当たることから、これまでの対策等について効果検証作業を行い、H群についても、地域住民や関係機関とともに検討を進め、農業被害や生活被害の状況等を総合的に勘案した上で、今後の管理の方向性を定めていきます。

また、分派の可能性のある群れについては、かながわ鳥獣被害対策支援センター、県西地域県政総合センター及び市町が連携し、H群の行動域にセンサーカメラを設置するなど、調査を継続していきます。

<要望事項>

- (2) ニホンジカについては、各市町による捕獲だけでなく、生息状況等を把握された上で、県が中心となり地域に適した管理捕獲を積極的に実施すること。

《対応状況》【環境農政局】

ニホンジカについては、生息状況等を把握した上で、地域に適した捕獲方法を見極めて実施するとともに、捕獲と併せて、必要に応じて植林地へ植生保護柵を設置していきます。

また、防護柵の設置方法など、市町からの相談に対して、かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的なアドバイスを行っており、引き続き支援していきます。

<要望事項>

- (3) アライグマ、タイワンリスの完全排除に向けて、県有地での継続的な捕獲を実施するとともに、タイワンリスの防除について、県全域における防除実施計画を策定すること。

《対応状況》【環境農政局】

県が所管する公園や緑地におけるアライグマ及びタイワンリスの捕獲については、公園等の管理者と調整を図るなど施設所有者としての立場から、積極的に協力していきます。

タイワンリスの防除については、生息分布の拡大地域において、拡大エリアの外縁を中心に公園・緑地管理者あてにアンケート調査を実施し、今後、対策するエリアを絞ります。また、併せて、関係機関との連携のもと、県内における被害状況や対応状況を収集し、鳥獣総合対策協議会等の意見を聞きながら、防除実施計画の策定についても検討していきます。

【基地対策】

20 基地対策の促進

＜要望事項＞

1 基地の早期返還

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望していきます。

また、厚木基地の運用の現状及び今後の見通しについて、関係自治体への情報提供についても、国に求めています。

.....

＜要望事項＞

2 抜本的な騒音対策

(1) 移駐完了により、騒音の少ない環境に改善されつつあるが、FCLPを含む激しい騒音が発生する運用を行わないよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

すべての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、また、今後、甚大な騒音被害を発生させる訓練のために厚木基地を使用することのないよう、引き続き、関係市と連携し国に求めています。

.....

＜要望事項＞

(2) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、速やかに施設の確保を進め、よりきめ細やかな情報提供をするよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

空母艦載機着陸訓練の恒常的訓練施設については、国の責任において早急に確保するとともに、その見直しや施設確保後の運用等について情報を提供するよう、国に求めています。

.....

＜要望事項＞

(3) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、国に求めています。

＜要望事項＞

3 基地問題に対する取組の強化

厚木基地の所在により、基地所在市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられていることから、県は、基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

厚木基地における米軍機による航空機騒音の解消、米軍機の飛行時の安全確保、基地所在市の構想・計画を考慮した基地の早期返還等について関係市と連携し、国に求めています。

また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等についても、関係市と連携し、国に求めています。

【まちづくり・産業】

21 社会資本の整備推進

＜要望事項＞

1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援

子育て世代や高齢者にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクト・プラス・ネットワークを推進するほか、国公有財産の最適利用を図るため、国県市等の庁舎機能の複合・集約化に対する支援制度を創設するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局・総務局】

県は、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けて、公共施設の老朽化対策として国・県・市町村で連携した施設の複合化・集約化等に向けた取組を進めており、支援制度の創設についても、引き続き機会をとらえて国に要望していきます。

＜要望事項＞

2 公共施設更新の支援

(1) 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用の交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

《対応状況》【政策局】

市町村自治体盤強化総合補助金において、公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の再配置等による施設統廃合を補助する「施設統廃合事業」や、同じく公共施設等総合管理計画等に基づく長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減させる事業等を対象とする「施設長寿命化・老朽化対策事業」を設けており、国への働きかけも含めて、引き続き市町村の公共施設等総合管理計画の推進を支援していきます。

<要望事項>

- (2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没など災害防止の観点からも、社会資本整備総合交付金等により、国の支援が継続するよう国に働きかけること。また、従来の老朽化や地震対策に加え、雨水や地下水等の不明水の流入を防ぐ対策への支援拡充について、国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

下水道施設の改築に係る国費については、国の支援が継続するよう、引き続き国に働きかけていきます。

また、雨水や地下水等の不明水の流入を防ぐ対策については、新たな支援制度の創設を要望しており、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

3 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金について、さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った交付金を決定するよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

県としては、今後とも市町と連携し、計画的な執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、国に要望していきます。

<要望事項>

4 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化又は県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけ、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えるとともに中心的な役割を担うこと。

《対応状況》【政策局】

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員不足による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが必要です。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、水道の基盤強化を図るため、国、都道府県、市町村、及び水道事業者等の責務が明確化され、都道府県は広域連携の推進に努めなければならないとされています。

そこで、今後、水道事業者から広域化等の意向が示された場合は、本県の水道事業の基盤強化の取組として、広域連携や官民連携など効果的な手法について検討する場を設けるなど、関係事業者等と一緒に丁寧に議論を進め、広域化の推進役として広域自治体の役割を積極的に果たしていきます。

<要望事項>

5 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率）を緩和するよう国に働きかけること。

《対応状況》【健康医療局】

県では、全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じられるよう、国に「生活基盤施設耐震化等交付金」の資本単価要件、家庭用水道料金の要件の見直しと国庫補助等に係る必要な財源の確保を提案しています。

なお、水道料金は、水道事業の持続性確保のための取組も含めて提供されるサービスの内容を見込んだ総括原価に基づき料金を設定することとされており、料金回収率はその指標であることから、料金回収率を緩和することについては、国へ提案を行っていません。

＜要望事項＞

6 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進等への支援

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件について補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。また、補助対象事業に維持管理や更新を加えること。

《対応状況》【環境農政局】

一般家庭の合併処理浄化槽への転換に要する経費については、県内全域（政令市を除く）を対象として補助を行っています。なお、水源環境保全税を充当して行う上乗せ補助については、税の目的上、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる事業を対象としていることから、市街化調整区域であることだけをもって、上乗せ補助の対象地域に含めることはできません。

また、維持管理に係る補助については、高度処理型合併処理浄化槽の整備においては、通常型を設置した場合の維持管理費用よりも多くかかる高度処理のための経費相当額として、浄化槽の規模に応じて設置時に一括で補助しています。ダム湖集水域以外の地域においては、こうした機能は必要ないため、通常型の合併処理浄化槽への転換促進を図っており、維持管理費への支援は考えていません。

なお、更新に関しては、既に合併処理浄化槽への転換が完了しているということになるため、この補助の対象とすることはできません。

＜要望事項＞

7 液状化対策に関する社会資本整備総合交付金制度の交付要件の緩和

社会資本整備総合交付金対象事業のうち、宅地耐震化推進事業の液状化対策に係る交付対象要件を緩和すること。

《対応状況》【県土整備局】

宅地耐震化推進事業に係る交付金の要件については、国が定めていますので、本県から御要望の件を国にお伝えしました。

なお、その際、要件緩和の詳細に関して確認依頼がありましたので要望された自治体に確認し、改めて、その内容について国の担当部局に申し伝えました。

22 まちづくり推進

＜要望事項＞

1 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進

土砂災害特別区域について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業におけるハード対策の整備に当たり、土砂災害により被害を受ける恐れのある区域に保全すべき人家が多い箇所や、老人福祉施設などの要配慮者利用施

設などがある箇所から、優先して整備を進めています。

今後も、市の御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に整備を進めていきます。

なお、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業におけるハード対策は、多大な事業費と相当な期間を要することから、県はハード対策と併せて、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定し、市町村には土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を推進していただいています。

.....

<要望事項>

2 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

保留区域の市街化区域編入に当たり、特に必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置(平成31年3月29日農村振興局長通知)」に基づき実施するとともに、「都市計画と農林漁業との調整事務の迅速化について(平成20年3月19日農村振興局企画部地域計画官補佐)」に基づき、環境農政局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めています。

一方、市街化区域編入のためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、要因の一つとなっています。

市街化区域編入のためには、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としては、引き続き庁内の関係室課と積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めていきます。

.....

<要望事項>

3 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。

<<対応状況>>【総務局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いただいた上で、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しています。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っています。

.....

<要望事項>

4 県有地を活用した伝統文化施設の整備

県民が日本の伝統文化として親しむ流鏝馬を常時公開できる施設として、県有地を活用するとともに、設置に協力すること。

<<対応状況>>【環境農政局】

流鏝馬を常時公開できる施設に係る古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の運用等については、今後、関係市からの具体的な提案・相談があれば、対応を検討していきます。

.....
<要望事項>

- 5 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大
相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。

<<対応状況>>【県土整備局】

御要望の点については、令和元年度も国に要望していますが、継続して要望していきます。

.....

<要望事項>

- 6 道の駅整備に対する支援
(仮称)綾瀬スマートインターチェンジを活用した地域の活性化を図るため、農業振興地域において、新たな拠点づくりとして道の駅の整備について、当該事業に係る交付金をより一層充実させること。

<<対応状況>>【政策局・県土整備局】

県では、「道の駅相談窓口」を設け、道の駅の実現に向けて取り組む市町村に対して支援を行っていますが、各種交付金の活用等にかかる相談にも応じていきますので、引き続き「道の駅相談窓口」へ御相談いただきたいと思います。

なお、広域的利用施設の整備については、引き続き市町村自治基盤強化総合補助金により支援していきます。

.....

<要望事項>

- 7 都市環境整備の推進
(1)「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けたJR東日本との調整や村岡・深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

<<対応状況>>【県土整備局】

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

平成30年12月には、県、藤沢市、鎌倉市(以下「3県市」という。)が両地区一体のまちづくりと新駅設置の実現に向けた取組の基本事項に合意し、「村岡新駅(仮称)設置協議会」を設立しました。

3県市では、この合意に基づき、両地区一体の土地区画整理事業とシンボル道路等について、令和3年度の都市計画決定に向けた検討や調整を開始するとともに、新駅について、JR東日本の協力を得て、令和元年度から令和2年度にかけて概略設計を実施しています。併せて、国交付金等の活用などについて検討・調整を行っていきます。

今後も県は、両市と連携するとともに、また、JR東日本の協力を得ながら、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、しっかり取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

- (2) 深沢地区において「ウェルネス」なまちづくりの実現を図るため、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携・一体化を進めるとともに、県民の健康の増進や深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。

また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。

《対応状況》【政策局・産業労働局】

深沢地区を対象に検討が進められている「ウェルネス」なまちづくりは、周辺に病院や医療・薬品関連の企業が立地する地理的環境を活かし、最先端医療などの研究・開発機能の導入を図る点で、本県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。

そこで、県は現在、鎌倉市が設置した深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会にオブザーバーとして参加し、まちづくりに向けた取組に協力しています。

今後は、深沢地区のまちづくりの進捗状況に応じて、県が「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」の推進を通じて構築したネットワークを活用し、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関の誘致に向けて、市との連携を図っていきます。

企業誘致については、令和元年11月から、新たな企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を開始し、積極的に取り組んでいるところです。

「セレクト神奈川NEXT」は、鎌倉市の意見も踏まえながら、検討を進め策定したものであり、引き続き、先端医療関連産業や未病関連産業などを支援対象とするとともに、県内企業の再投資についても新たに補助金の対象とするなど、支援策を充実強化しました。

今後も先端医療関連産業等の集積に向け、市と連携して取り組んでいきます。

.....
<要望事項>

8 広域的な緑地保全の推進

- (1) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務について、県による土地の買入れや市の財源負担の軽減など、国県市の適切な役割分担の考え方に沿った対応をすること。

.....
《対応状況》【環境農政局】

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務については、現行の国庫補助率の引き上げといった支援措置の拡充を引き続き国に要望していきます。

.....
<要望事項>

- (2) 歴史的風土保存区域内の枢要な部分を構成する地域における特別保存地区の未指定の地域については、法の趣旨に沿った指定拡大を行うこと。

.....
《対応状況》【環境農政局】

歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、関係市から具体的な提案を伺いながら、県有地となった後の管理上の課題や指定の必要性等について、検討していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 市域を跨ぐ大規模緑地については、県が特別緑地保全地区として指定する又は土地の買入れを行う等、積極的に関与すること。

.....
《対応状況》【環境農政局】

市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与については、今後具体的な提案・相談があれば、対応を検討していきます。

.....
<要望事項>

- (4) 地域制緑地の指定地の維持管理について、維持管理に係る所有者への補助制度を創設するとともに、市が行う樹林管理事業についても支援を行うこと。

.....
《対応状況》【環境農政局】

地域制緑地に対する維持管理に係る所有者への補助制度について、県として創設することは困難

ですが、緑地の維持管理への財政支援を引き続き国に要望していきます。

市樹林管理事業への支援については考えておりませんが、民間所有者に対する支援として、自然保護奨励金制度を設けています。

23 都市公園等の整備

<要望事項>

県立おだわら諏訪の原公園の整備

県西地域の広域公園として、県民の潤いや安らぎ、健康増進など重要な役割が期待される県立おだわら諏訪の原公園について、県民のニーズに応え、地域の荒廃した農地や林地の再生による鳥獣被害を軽減するために、第2期・第3期事業区域を早期に事業化すること。

《対応状況》【県土整備局】

おだわら諏訪の原公園については、第1期区域の全面開園を目指して、残る用地の取得に取り組んでおり、第2期以降の区域については、厳しい財政状況の中で、拡大整備に着手できない状況です。

本公園では、基本計画の策定後、約20年が経過し、公園を取り巻く状況が変化してきていることから、この公園が果たすべき機能を精査するとともに、コスト縮減の観点から基本計画を見直すことが必要となっています。

そこで、平成30年度は、コスト縮減につながる事業手法などを検討する委託調査を行いました。

令和元年度は、その結果を踏まえ、施設の見直しを行う委託調査を予定しており、第2期以降の区域の方向性について検討を進めていきます。

24 道路の整備

<要望事項>

1 国道等の早期事業化、整備

(1) 国道134号の交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図るとともに、災害時の緊急輸送道路としての更なる機能強化と電線地中化を推進すること。

《対応状況》【県土整備局】

国道134号は、沿岸部や市街地を通る緊急輸送道路であることから、交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図ることは重要であると認識しており、厳しい財政状況を踏まえ、緊急度や優先度を勘案し、課題解決の見通しが立った箇所などにおいて事業を実施しています。

三浦市域では、電線地中化事業として、初声町の引橋交差点付近の詳細設計が完了し、令和元年度は、支障物件の移設について、関係機関と調整を進めています。

こうした取組を進めることにより、防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保や緊急輸送道路としての更なる機能強化を図ります。

<要望事項>

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。

《対応状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、平成30年からは、沿線市町とともに勉強会を行い、早期整備につながる有料道路事業の導入検討などを実施しています。また、令和元年11月の市町で構成する協議会の要望活動に、県も同行し、早期整備及び早期事業化を国へ働きかけまし

た。

引き続き、沿線市町とともに、整備手法の検討を深度化し、様々な機会をとらえて、国に全線整備を強く働きかけるなど、積極的に取り組んでいきます。

.....
<要望事項>

(3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

新東名高速道路の早期供用については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会をとらえて、国等へ強く働きかけていきます。

.....
<要望事項>

(4) 西湘バイパスの延伸整備の早期事業化を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。

.....
<要望事項>

(5) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。

《対応状況》【県土整備局】

国道467号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後も大和市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めていきます。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

.....
<要望事項>

(6) 神奈川と静岡を結ぶ道路ネットワークの構築を図るべく、伊豆湘南道路構想について、国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

神奈川と静岡を結ぶ道路については、平成30年の台風12号を契機として、地元市町と連携して、検討に当たっての支援を国へ要望するとともに、令和元年1月には、静岡県や両県の地元市町と、新たに「神奈川・静岡県境道路に関する勉強会」を立ち上げ、地域の現況や道路の必要性の整理等の検討を進めています。

更に、県の総合計画にもこの道路を位置付けたところであり、引き続き、関係市町と連携し、検討を進めるとともに、計画が具体化されるよう、様々な機会をとらえて、国に働きかけていきます。

.....
<要望事項>

2 県道等の早期事業化、整備

(1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道26号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び返子区間について早期着工すること。

《対応状況》【県土整備局】

三浦半島地域においては、現在、「(都) 安浦下浦線」や「三浦縦貫道路Ⅱ期(北側区間)」の整備に重点的に取り組んでいます。

三浦半島中央道路の南側区間については、道路計画に必要な調査・検討を進めています。

また、三浦半島中央道路の北側区間約1kmでは、平成26年度以降、交通量調査などの調査の実施について、地元自治会の概ねの理解を得られ、交通量調査や地質調査などを行ってきました。引き続き、逗子警察署入口交差点の改良に向けた検討を進めていきます。

以前には地元の強い反対がありましたが、今後は、市町の協力のもと、地元に対して説明出来る環境を整え、改めて事業に対する御理解が得られるよう進めていきます。

＜要望事項＞

(2) 県道24号(横須賀逗子)について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」(計画期間:平成28年度～令和7年度)に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めています。

県道24号(横須賀逗子)の都市計画に基づく道路拡幅については、本計画に位置付けておらず、拡幅改良を進めることは困難です。

なお、逗子警察署入口交差点については、三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点でありますので、市の協力を頂きながら、三浦半島中央道路の検討とあわせて、交差点の改良に向けた検討を進めていきます。

＜要望事項＞

(3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側(先行整備)区間の約1.9kmについては、全線において工事を進めており、橋りょうなどの大規模構造物が概ね完成しました。しかし、昨年の台風19号等による降雨の影響により、令和元年度の供用が困難となったため、現在、工程を精査しているところです。引き続き、鋭意工事を進めて早期開通に努めます。

なお、北側区間に続く南側区間については、今後、着手の時期を検討していきます。

都市計画道路西海岸線の未整備区間となっている延長約2.5kmについては、現在、橋梁の予備設計を実施しているところです。

この橋の構造形式によっては、事業費や自然環境への影響が大きく異なりますので、湾内に橋脚を施工する場合の海域への影響を把握するための環境調査や、事業費が整備効果に見合ったものになっているのかなどの検討を、関係市の協力を得ながら進めていきます。

＜要望事項＞

(4) 県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から城ヶ島線までの区間は、車や歩行者等の交通量が少ないものの、幅員が狭く、歩道がないことは認識していますので、安全対策の観点から、まずは「通学路に指定されている区間」や「バスのすれ違いが困難な箇所」について、市とも調整し、検討していきます。

<要望事項>

- (5) 都市計画道路「新国道線」のうち、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)から県道404号(遠藤茅ヶ崎)までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」に、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映したところですが、引き続き地元市が主体となって、課題の整理など計画の熟度を高めたいいただき、県としても地元市の検討に協力していきます。

<要望事項>

- (6) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」の第1期事業区間の早期整備完了、供用開始をするとともに、全線の事業実施をすること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線の都市計画道路町田南大野線から県道50号(座間大和)までの区間については、ほとんどの工事が完了しました。

また、県道50号(座間大和)以南については、今後の検討課題として考えています。

<要望事項>

- (7) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道40号以北区間を県道42号として早期に整備するとともに、関係行政機関による勉強会を積極的に開催すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路寺尾上土棚線の延伸については、「かながわのみちづくり計画」において、県道40号(横浜厚木)から(都)緑ヶ丘大塚線までを事業化検討箇所として位置付けていますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差が必要となるなど、様々な課題があります。

そこで、広域的な観点から県が事務局となって、平成26年に関係する3市(綾瀬市、海老名市、座間市)との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでおり、平成31年4月に9回目の会を開催しました。

今後も引き続き、事業効果の整理などについて、関係3市と検討を進めていきます。

<要望事項>

- (8) 県道40号(横浜厚木)、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)について、4車線化に向けた整備を行うこと。また、特に深刻な渋滞が予想される県道40号の天台小学校入口交差点及び小園交差点については、右折レーン設置などの対策を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道45号(丸子中山茅ヶ崎)と県道40号(横浜厚木)の綾瀬市内の4車線化については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、市からの御要望を踏まえ、事業の必要性や「効果」、「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

県道40号(横浜厚木)の小園交差点では、右折レーン設置に向けた調査、設計を進めています。

今後は、事業中箇所の進捗状況をみながら、次の整備箇所について検討していきますが、事業着手に当たっては地元の合意形成が必要なことなどから、関係市の協力が不可欠であると考えていますので、引き続き、よろしくお願ひします。

＜要望事項＞

(9) 県道42号(藤沢座間厚木)、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)について、歩行者の安全確保及びバリアフリーを促進するため、歩道の整備を行うこと。

＜対応状況＞【県土整備局】

県では、自動車や歩行者の交通量を踏まえ、歩道整備を進めており、綾瀬市内では、県道42号(藤沢座間厚木)の大上地区で、歩道の整備事業を実施しています。

また、県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の吉岡交差点で、右折レーンの設置に併せた歩道の整備を実施しています。

いずれの路線についても一部の用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況です。引き続き、市と連携して、用地交渉を進めていきますので、御協力をお願いします。

次の整備箇所については、事業中箇所の進捗状況をみながら、検討していきますが、事業着手に当たっては地元の合意形成が必要なことなどから、市の協力が不可欠であると考えていますので、引き続き、よろしくお願いします。

＜要望事項＞

(10) 県道22号(横浜伊勢原)について、平成31年2月15日に都市計画決定されたことから、拡幅整備に向けた早期事業化と電線類の地中化を図ること。

＜対応状況＞【県土整備局】

県道22号(横浜伊勢原)について、まずは、用田バイパスから県道46号(相模原茅ヶ崎)までの約2.1km区間について、4車線化に取り組むこととし、平成31年2月15日に都市計画決定したことから、現在、用地交渉を進めているところです。今後も、事業推進に努めていきます。

なお、電線の地中化については、引き続き、検討を進めていきます。

＜要望事項＞

(11) 県道407号(杉久保座間)の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。

＜対応状況＞【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、本計画に位置付けておらず、拡幅整備を進めることは困難なことから、当面の交通安全対策を実施しています。

具体的には、南側の杉久保地区で、市が実施している水路(釜坂川)の暗渠化と連携して、歩道整備(幅員2m以上)を行っており、約180mが完成し、残りの80m区間についても、市の水路整備に併せて、取り組んでいきます。

また、北側の国分南1・2丁目地区については、これまでに舗装及び側溝の補修工事にあわせて、実施できる安全対策や、市と連携して横断歩道部の歩行者だまりの設置を実施しました。

今後も、引き続き市や交通管理者と連携して当面の安全対策に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(12) 県道40号(横浜厚木)について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施するとともに、電線類の地中化を図ること。

＜対応状況＞【県土整備局】

海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進

めたいと考えていますが、用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況です。

引き続き、市と連携して、用地交渉を進めていきたいと考えていますので、御協力をお願いします。

国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅については、海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、御要望の箇所の合同点検が実施された際には、現地の状況を確認し、県では、無電柱化を含め、どのような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討していきます。

<要望事項>

- (13) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道246号交差点までの北伸整備に取り組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路「河原口中新田線」の中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、地元の海老名市で課題の整理など進めていただきたいと考えています。

都市計画道路「中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

都市計画道路下今泉門沢橋線の内、県道51号（町田厚木）までの延長約1km区間については、平成23年度から、事業に着手し、用地取得を進めています。今後も市の協力を得ながら、整備を推進していきます。

また、県道51号（町田厚木）との交差点から、国道246号交差点までの北伸区間については、「かながわのみちづくり計画」で「将来に向けて検討が必要な道路」として新たに位置づけました。

まずは、地元の市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力していきます。

<要望事項>

- (14) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進を図ること。

《対応状況》【県土整備局】

(都) 穴部国府津線、(都) 城山多古線・小田原山北線、(都) 小田原中井線については、いずれも小田原市域や足柄地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路であり、用地取得や交差する鉄道事業者との調整などを進めているところです。

<要望事項>

- (15) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の建設を早期実現すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道74号(小田原山北)から国道255号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、都市計画道路金子開成和田河原線の県道711号(小田原松田)から国道255号までの区間で、現在、県では事業を進めています。

県道711号(小田原松田)から源治橋手前までの区間については、整備済みとなっており、残る県道74号(小田原山北)までの区間については、今後の検討課題と考えています。

<要望事項>

(16) 県道74号(小田原山北)と県道717号(沼田国府津)の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。

《対応状況》【県土整備局】

沼田交差点及び相模沼田交差点については、これまでに交通量や測量等の基礎調査を実施してきたところですが、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討していきます。

<要望事項>

(17) 座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線について早期に事業を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く(都)緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。平成26年からは、関係する3市(綾瀬市、海老名市、座間市)との勉強会を立ち上げ、周辺道路の混雑状況などの現状把握や、県道とする場合の条件の整理など、事業化に向けた課題整理に取り組んでいるところです。

このため、事業化検討箇所以外の区間については、今後の検討課題と考えています。

<要望事項>

(18) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた座間都市計画道路3・4・5号座間南林間線について、早期に事業化すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路座間南林間線の御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」において「事業化検討箇所」に位置付けており、市とともに設置した勉強会で、小田急小田原線との交差方式など、事業化に向けた検討を行ってきたところです。

今後も引き続き、鉄道事業者をはじめ、関係機関との協議を行うとともに、県と市が連携・協力し、道路計画の詳細な内容の検討を進めていきます。

その上で、できるだけ早期都市計画変更に向け、地域の方々の御意見も伺いながら、速やかに未整備区間全体の計画案を取りまとめていきます。

<要望事項>

(19) 県道43号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。また、元町交差点から厚木北公民館までの間で未整備となっている歩道について、早期に整備すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道43号(藤沢厚木)の御要望の区間(都市計画道路旭町松枝町線)については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。本路線は、市を事務局とした「寿町通り街路整備推進協議会」において、街づくりと一体となった道路整備を検討中であるため、協議会の動向を注視しながら勉強会の設置に向け市と調整を進めたいと考えています。

元町交差点については、平成30年度に、歩行者だまりを含めた歩道設置を実施しており、元町交差点から厚木北公民館までの歩道未整備区間についても、引き続き市と連携して安全対策に努めていきます。

<要望事項>

(20) 県道42号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備を確実に推進すること。

《対応状況》【県土整備局】

県道42号(藤沢座間厚木)の第二期区間については、三田小学校のグラウンドを通過するため、学校施設の移転が必要となることから、学校施設の再整備を進め、令和元年度中に完了する見込みとなりました。また、用地取得、埋蔵文化財調査、橋梁下部工事についても、引き続き、市と連携しながら取り組んでいきます。

<要望事項>

(21) 県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。また、小田急線踏切(大和1号)の改良をすること。

《対応状況》【県土整備局】

県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

小田急江ノ島線大和1号踏切については、歩行者の安全を確保するため、踏切内の歩道拡幅に向けた工事に令和元年度から着手しているところであり、令和2年度の完成を目指していきます。

<要望事項>

(22) 県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の事業認可区間の早期完成をすること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。

《対応状況》【県土整備局】

県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の横浜市境から約1.0km区間については、平成14年度から4車線化事業に着手し、平成22年度からまとまった用地が確保できた箇所への歩道整備を行っています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘1号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね8割の歩道設置工事が完了しています。

今後も、地元住民の御理解を頂きながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めていきます。

なお、事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定に当たり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

<要望事項>

(23) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道座間大和から都市計画道路国道246号線までの未着手区間について、早期事業化すること。

《対応状況》【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線の都市計画道路町田南大野線から県道50号(座間大和)までの区間については、ほとんどの工事が完了しました。

また、県道50号(座間大和)以南については、今後の検討課題として考えています。

<要望事項>

(24) 県道304号（腰越大船）について、山崎跨線橋南交差点内道路の目違いを是正するとともに、山崎跨線橋への右折レーンを延長すること。また、歩道についても一律2m程度の歩行環境に整備改善すること。

《対応状況》【県土整備局】

山崎跨線橋南交差点の改良には、影響範囲の用地取得が必要となりますが、御提案いただいている鎌倉市が所有する用地の活用を視野に入れながら、目違いの解消や右折レーンの延長などについて、市と連携して検討していきます。

<要望事項>

(25) 県道23号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市域部分の道路形状と同等の整備を早期に行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県道23号（原宿六ツ浦）の整備については、鎌倉市内においても、4車線化に向けて、笠間交差点部の整備を予定している横浜市などと連携しながら検討を進めています。

<要望事項>

(26) 県道50号座間大和の整備完了区間以北から県道51号町田厚木との交差点（相武台団地入口）までの未整備区間について、「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所に位置付けるとともに、未設置箇所の整備を含めた慢性的な交通渋滞の解消に向けた整備促進を行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、本計画に位置付けておらず、整備を進めることは困難です。

<要望事項>

(27) 県道51号の星の谷歩道橋から入谷3丁目3946-2（コスモ相武台サニーサイド）までの間において、夜間の照明光量が不足しているため、照明灯を増設すること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、交差点や見通しの悪い曲線部等に道路照明灯を設置し、夜間等の交通の安全確保に努めているところですが、御要望の区間の道路照明灯増設については、改めて現地を確認した上で、必要性を含め、検討していきます。

<要望事項>

3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、地域生活の改善及び防災上の観点からも、重要な路線であることから、当地域のネットワークの構築とともに、引き続き路線全体の整備促進を図ること。

《対応状況》【環境農政局】

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）については、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

.....

<要望事項>

4 橋梁の整備

「SS9橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)を早期に整備すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

(仮称)相模新橋については、まずは、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、歩行者と自転車に限定して供用したいと考えており、平成30年度から工事に着手しています。今後も引き続き、地元の市と協力しながら取り組んでいきます。

.....

<要望事項>

5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。また、利便性向上のためETCを導入すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、有料道路事業で道路を建設したものであり、建設に要した費用と維持管理費用を通行料金で賄っていますが、開通後の利用交通量は計画交通量を下回っていることなどから、料金値下げは困難です。

逗葉新道は、有料道路事業で道路を建設したものではありませんが、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。こうした中、三浦半島中央道路が県道24号(横須賀逗子)まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えています。

ETCについては、国や高速道路会社等により、駐車場において試行運用を行い、ネットワーク型ETCの技術的課題解決に目途がついたところであり、県と道路公社は、有料道路での実験に向けた準備を進めています。

.....

<要望事項>

6 自転車通行帯の整備

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等を整備すること。

<<対応状況>>【県土整備局】

自転車通行帯の設置について、大和市は、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」策定前に、独自に基本計画を定め、整備をしてきていることは承知しています。

県が整備または管理している路線については、ガイドラインに即した整備の進め方を大和市と連携を図りながら、交通管理者と協議し、平成29年度に2箇所の県道交差点部において、路面表示の設置を実施しました。

その他の箇所については、まずは、市の御意見をお聞かせいただき、どのような対応ができるか、市と調整していきます。

.....

<要望事項>

7 横断歩道等の路面規制標示の補修

県公安委員会は、所管する横断歩道等の不鮮明な路面規制標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応すること。県は、補修に係る必要な予算措置をすること。

<<対応状況>>【警察本部】

県警察では、道路標示の補修については、その必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い

箇所から補修を実施しています。

また、引き続き横断歩道等道路標示を適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めます。

25 都市交通施策の推進

<要望事項>

1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。

《対応状況》【県土整備局】

国の交通政策審議会の答申では、上溝から更なる延伸を検討する場合には、唐木田から上溝までの延伸整備の進捗状況を踏まえつつ行うことが適当であるとされており、「かながわ交通計画」への位置付けについては、この答申を踏まえるとともに、地元の取組状況も考慮しながら、検討していきます。

相鉄線の乗り入れ又は延伸については、まずは、その必要性や事業性など、様々な観点から検証していく必要があり、地域において議論を深めていただきたいと考えています。

<要望事項>

2 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金の確保

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保するとともに、近年の国の積極的な取組を鑑み、県補助金においても多様化する運行形態を広く補助対象とし、広域自治体としての役割を十分に発揮すること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、生活交通確保対策地域協議会において、生活交通として確保・維持すると協議が調った路線を神奈川県生活交通確保維持費補助金の対象としており、国と協調して、当該路線の確保・維持を支援しているところです。

<要望事項>

3 コミュニティバスの運行支援

交通不便地域の解消や高齢者等の外出機会の確保を目的とする市町村によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、事業者への委託や都市部において事業を行っている市町村についても国庫補助制度の対象となるよう国に働きかけるとともに、県においても補助制度の見直しを行うこと。

《対応状況》【県土整備局】

国は、地域公共交通確保維持改善事業により生活交通確保策の取組の支援を行っていますが、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、市町村を中心とする地域公共交通確保の取組が、地域の実情に応じ、きめ細やかに推進されるよう、補助要件の緩和などの支援拡大を、国に働きかけているところです。

なお、コミュニティバスなどの地域公共交通については、市町村が中心となって地域の実情を踏まえて、地域に最も適した対策を講じるべきものと考えられているところですが、そうした市町村の取組に対して、県は、県内全市町村や、バス事業者等で構成する「神奈川県地域交通研究会」において、取組事例の紹介や、国の助成制度などについて、情報提供や意見交換を行うなど、地域公共交通の課題解決に向けた支援を行っているところです。

＜要望事項＞

4 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、バスの公共車両優先システム（PTPS）導入を更に推進すること。

《対応状況》【警察本部】

公共車両優先システム（PTPS）については、県警察による光ビーコン等の整備が必要となりますが、同時に、バス事業者において光ビーコンと通信をするための車載機をバスに設置する必要があります。

導入については、交通需要、交通環境を踏まえた上で、整備する路線、整備の時期、内容等についてバス事業者と連携し検討していきます。

＜要望事項＞

5 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、ETCの装着を義務化するなど、装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行っていきます。

26 河川・海岸の整備

＜要望事項＞

1 河川の整備

- (1) 平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を実施するとともに、平成30年7月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。

《対応状況》【県土整備局】

小出川については、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、「小出川・千の川河川整備計画」に基づき、時間雨量50mmに対応できる河川整備を重点的に進めています。

令和元年度は、平成30年度に架け替え工事が完了した聖天橋付近及び鷹匠橋上流部において護岸工事を実施しています。

また、遊水地については、茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定し、これまでに地権者等に対して説明会を開催し、事業を進めることについて、ご了承いただきました。

今後も、地域の方々のご協力をいただき、関係機関とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めていきます。

また、相模川の国土交通省直轄区間においては、県としても、引き続き河川整備計画に基づく築堤整備の促進について国に要望し、御要望の趣旨を国に伝えていきます。

<要望事項>

- (2) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても、安全対策に万全を期すこと。

《対応状況》【県土整備局】

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

引地川については、藤沢市内において、4つの池からなる下土棚遊水地の整備を進めています。早期に整備効果を発揮させるため、一番下流側の池について、重点的に整備を進めており、この池については、平成30年8月に供用を開始しました。なお、遊水地全体については、令和2年度の供用を目指しています。また、藤沢市と大和市の境に位置する大山橋の架け替えについては、平成30年12月に完成しました。さらに、その上流の千本桜区間については、平成28年度から、順次、区間を区切って整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋梁付近の約1.1km区間において護岸の整備に取り組んでおり、平成30年度に境橋下流左岸の護岸整備に着手し、現在施工中です。

また、相鉄線の橋梁の架け替えに向けては、これまでに橋梁の設計が完了しており、引き続き土地所有者の御理解を得ながら、用地取得に取り組み、早期の工事着手を目指していきます。

今後も「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に基づき、境川、引地川の河川整備を推進していきます。

また、整備完了までの間については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために、堆積土砂の除去について、引き続き、実施していきます。

.....
<要望事項>

- (3) 近年の異常気象に伴う台風や局地的な大雨により、床上浸水や土砂崩れ等甚大な被害が発生している状況を踏まえ、さらなる被害を防ぐため、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を行うとともに、目久尻川、蓼川、引地川の河川改修を早期に進めること。

《対応状況》【県土整備局】

目久尻川、蓼川及び引地川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置づけ、重点的に整備を進めることとしており、目久尻川は時間雨量50mm、引地川と蓼川は時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、引き続き、護岸の整備などを進めています。

.....
<要望事項>

- (4) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、目久尻川の新たな河川改修をすること。

《対応状況》【県土整備局】

永池川及び目久尻川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、整備を進めています。

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋（ながればし）までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしています。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、平成30年度末までの用地取得率は約94%となっています。

また、平成30年度からは、80号橋の架替などの工事に着手しました。

今後も、引き続き用地買収を促進しながら、整備を推進していきます。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了していますが、一部堤防の高さが足りない箇所、堤防の嵩上げ工事などを行っています。

目久尻川の新たな河川改修については、県内には、まだ時間雨量50mmの降雨に対応する整備が完了していない河川も多くありますので、まずは、それらの河川について、優先的に整備を進めていきます。

.....
<要望事項>

(5) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。

《対応状況》【県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る計画延長約21kmのうち、さがみ縦貫道路と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約10kmを先行整備区間として位置付けています。

この区間については、これまでに用地取得がほぼ完了し、河川の工事に影響がないなど、条件が整った箇所から、順次、工事を進めており、令和元年度までに海老名市・寒川町内の約3.3km区間が完成する予定です。

今後も、関係機関との調整が整った箇所から順次、工事を進めていきます。

また、緑地については、関連する事業の進捗状況等を注視しながら、自転車道の整備にあわせて取り組んでいきます。

.....
<要望事項>

(6) 二級河川山王川の河川の整備を促進すること。

《対応状況》【県土整備局】

山王川については、河口から星山橋まで(4.0km)を、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね43mmの降雨に対応できるよう重点的に整備を進めています。

河口から富士見橋までの区間(2.3km)は、平成21年度までに護岸の整備が完了しており、平成27年度から富士見橋上流の川幅を拓げるための護岸工事に着手し、平成30年7月までに右岸側の護岸110mが完成しました。また、小田急線橋梁の架け替えについては、平成29年度に詳細設計が完了しました。

今後は、用地難航案件の交渉を行うとともに、小田急線橋梁の架け替え工事の実施に向けて鉄道事業者と調整を進めていきます。

また、小田急線橋梁上流の未改修区間については、小田急線橋梁の架け替え後に下流から順次整備を進める予定としていますが、当面、堆積土砂の撤去など、適切な維持管理を行っていきます。

.....
<要望事項>

(7) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、継続的に河床を浚渫すること。

《対応状況》【県土整備局】

河川に堆積した土砂の撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の活用や、県単独事業の河川の維持管理に係る予算を増額して、重点的に取り組んでいるところです。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めていきます。

<要望事項>

(8) 「ひばりが丘排水区」の放流先となる引地川改修事業を促進すること。

《対応状況》【県土整備局】

引地川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、今後も、引き続き、遊水地や護岸の整備を進めていきます。

<要望事項>

(9) 相模川三川合流点地区について、平成30年7月に策定された相模川水系相模川・中津川河川整備計画の河川環境の整備と保全に関する事項に基づき、低水護岸の整備を早期着手するとともに、河川敷での樹林化対策及び水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生に取り組むこと。

《対応状況》【県土整備局】

相模川・中津川河川整備計画については、平成30年7月に、国と共同で策定しました。

当計画では、洪水等による侵食から堤防を防護する必要がある箇所については、低水護岸等、侵食対策を実施していくこととして、計画に位置付けています。

御要望の箇所については、治水上、侵食対策が必要な箇所となっていませんが、引き続き、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸の整備について、調整していきます。

樹林化対策は、平成17年度から樹木の伐採を行っており、令和元年度は約10万㎡の伐採を実施しています。今後も引き続き対策を進めていきます。

三川合流点付近における泥炭層の露出については、川の流れが厚木市側に寄っているため、河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられています。

そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、海老名市側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木市側の泥炭層露出箇所へ覆土する等の対策を平成26年度までに実施しました。

また、平成28年度からは、覆土に加え、水制工を新たに実施しており、土砂が留まる等、一定の効果が得られています。

令和元年度も、覆土を実施しており、今後も、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めていきます。

<要望事項>

2 海岸等の保全

(1) 県管理地である柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて役に立たない竹簀柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。

特に侵食の激しくサイクリングロードの崩落の危険性もある浜須賀海岸については、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

《対応状況》【県土整備局】

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しているところです。今後も引き続き、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めていきます。

また、竹簀柵は、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所に設置しており、今後も引き続き、定期的に補修や更新を行っていきます。

特に侵食が著しい菱沼地区については、侵食によるサイクリングロードへの影響を考慮し、平成28年度からかご枠の設置工事を実施しており、今後も引き続き、対策に取り組んでいきます。

侵食対策の実施の際には、大型土のうを使用していましたが、今後は、大型土のうが沖合に流れ

ないよう、設置位置や工法の変更など、対応を検討していきます。

<要望事項>

- (2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取り組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。

《対応状況》【県土整備局】

県では、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」を設置し、海岸利用の課題等に関する今後の取組方針に基づき、海岸利用の課題等について、対応を図っています。

バーベキュー等の適正利用については、地域の個性を尊重して、県条例等の一律の海岸利用の規制は設けずに、前述の取組方針に基づき、市町が海岸利用について定める「海・浜ルール」の周知・啓発に取り組むこととしており、キャンペーンの実施などについて支援していきます。

また、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策に取り組んでいます。令和元年度から本計画の見直しに向けた検討を進め、令和2年度の改定を目指して取り組んでいます。

今後も海岸の特性に応じた養浜事業を実施し、砂浜の回復に引き続き取り組んでいきます。

<要望事項>

- (3) 海中ごみ等について、その実態を把握する調査を行うとともに、回収及びその適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対して海中ごみ削減に向けた取組の強化を働きかけること。

《対応状況》【環境農政局】

海中ごみ等の実態把握については、九都県市首脳会議を通じて、陸域から海洋に流出するプラスチックごみに関する調査・研究を進め、科学的知見に基づく流出の実態を明らかにするよう国へ要望しています。また、県では、環境科学センターにおいて、マイクロプラスチックの相模湾への漂着や河川中の状況について実態を調査しており、今後も調査研究を継続していきます。

海中ごみ等の対策を進めるには、陸・川・海のごみ対策を一括して国の主導で進める必要があることから、九都県市首脳会議を通じて、陸・川を含めた総合的な対策を講じるよう、国に要望しています。

<要望事項>

- (4) 漁業関係者やNPO団体等が回収した海中ごみ等の保管、運搬・処分について、海岸漂着物等の処理に準じて、県と市が連携して対応すること。

《対応状況》【環境農政局】

漁業関係者やNPO団体等が回収した海中ごみ等の保管、運搬・処分については、市や関係機関と連携しながら取り組むとともに、国の予算の確保に努めていきます。

27 漁港等の整備

<要望事項>

1 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、6次経済の構築をめざした水

産振興施策に必要な支援をすること。

《対応状況》【環境農政局】

三崎漁港における施設整備等に対する財政支援の拡充については、引き続き国及び県の予算の確保に努めていきます。

6次経済の構築を目指した水産振興施策については、市の水産業がますます発展していくよう、三崎漁港の管理者として、必要な施設の整備について協力するなど、市と連携しながら取り組んでいきます。

.....
<要望事項>

(2) 県西3市9町約54万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業（新港西側地区）の完成に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。

《対応状況》【環境農政局】

小田原漁港特定漁港漁場整備事業については、引き続き予算の確保に努め、事業を推進していきます。

また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討については、小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会に引き続き参加し、市や関係機関と連携しながら支援していきます。